平成２６年（フ）第２８号
岩手県一関市川崎町薄衣字高野113番地、前住所岩手県一関市花泉町金沢字久保田42番地１
債務者　佐藤亜紀恵
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第７２号
松江市上大野町295番地
債務者　清水　大悟
１　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
松江市東出雲町下意東452番地２　町後団地301号
債務者　永島　　亨
１　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
松江市八雲町日吉240番地２　南建設２Ｆ207号
債務者　足立　光幸
１　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
北海道稚内市栄１丁目12番22号
債務者　島　栄理子（旧姓福原・雨宮）
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２４３号
さいたま市見沼区大字御蔵1561番地16
債務者　片桐　敏明
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
さいたま市見沼区大字御蔵1561番地16
債務者　片桐ひろ子
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
埼玉県上尾市大字原市3596番地２
債務者　渡邊　真紀
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
さいたま市岩槻区大字徳力778番地
債務者　寺山　守一
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
埼玉県川口市幸町２丁目14番24―101号　ＫＤＸ川口幸町レジデンス
債務者　大野　淳一
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
さいたま市見沼区東大宮７丁目72番地９　ヨコミゾマンション102
債務者　内田　英樹
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県蓮田市山ノ内２番地59　コットンアイランドアルテ1303号
債務者　水上　友美
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
埼玉県秩父市下影森254番地
債務者　中村キミ子
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
埼玉県秩父市下影森1099番地１　影森駐在所
債務者　築井みのり
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
埼玉県秩父市蒔田1853番地１
債務者　富田　義巳
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
相模原市中央区上溝1911番地10　ハイツユキ101号
債務者　宮田　忠広
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１２７号
相模原市南区上鶴間本町９丁目18番14号
債務者　加藤　真司
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部